**平成２７年（フ）第１５２号**
岩手県西磐井郡平泉町平泉字花立33番地　町営花立団地３棟４号
債務者　小山　義夫
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第１１号**
新潟県上越市大潟区渋柿浜411番地１　ハイツ北国205号
債務者　池田　裕美
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２７年（フ）第５８号**
長野市大字高田707番地５　明治屋ビレッジＩ103
債務者　小塙　嘉明
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１２１号**
岐阜県羽島郡笠松町田代185－１　松波総合病院　介護老人保健施設、住民票上の住所岐阜市茜部中島２丁目22番地２
債務者　三嶋　康男
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第７９号**
静岡県富士市吉原３丁目３番18号田中ビル３階Ｃ号
債務者　酒巻　修二
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２７年（フ）第８２号**
静岡県富士市増川704番地
債務者　石川　博章
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２７年（フ）第３６号**
岡山県津山市南町１丁目35番地　後藤ビル201号、前住所岡山県津山市一方214番地１
債務者　モロミサト　ヤマシロ　ウイリアム　エンリケ
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２７年（フ）第３７号**
香川県丸亀市九番丁82番地　七福マンション501号
債務者　星宮健次こと　全　　正植
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２７年（フ）第２９１号**
福岡市城南区鳥飼７丁目29番304号
債務者　中谷ひとみ
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第４３８号**
福岡市博多区那珂３丁目７番34号
債務者　佐藤　一成
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第４９４号**
福岡市早良区重留６丁目５番17号
債務者　今泉　　済
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第５００号**
福岡市南区清水２丁目５番５－506号
債務者　村瀬ひかり
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第５１２号**
福岡市東区和白１丁目14番43－103号
債務者　籔　　豊子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第５１６号**
福岡市早良区原１丁目38番30－501号
債務者　塩田　静惠
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第５１７号**
福岡市博多区金の隈３丁目２番７－704号、前住所福岡県筑紫野市二日市中央６丁目４番12号
債務者　原　　典子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第５１８号**
福岡市中央区警固１丁目４番15号
債務者　菊地　芳博
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部